

医療費助成制度が改正されました

乳幼児医療費助成制度

この制度は、乳幼児疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の保健福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を町が補助する制度です。

今回の一部改正は、

- ・入院時食事療養費が、平成18年7月分から助成対象外になります。



ひとり親家庭医療費助成制度

この制度は、ひとり親家庭の経済的負担等を軽減し、ひとり親家庭の保健福祉の向上及び増進を図ることを目的として、医療費の一部を町が補助する制度です。

今回の一部改正は、

- ・入院時食事療養費が、平成18年7月分から助成対象外になります。
- ・所得税非課税世帯が対象でしたが、平成18年4月より生計同一の家庭全員の所得が非課税の場合、対象となります。なお、現在受給者は、平成18年7月から適用になります。

重度心身障害者医療費助成制度

この制度は、重度心身障害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を町が補助する制度です。

今回の一部改正は、

- ・入院時食事療養費が、平成18年7月分から助成対象外になります。
- ・65歳以上の受給者については、これまで所得制限がありませんでしたが、一定額以上の所得のある方については、平成18年7月から助成対象外となります。
- ・身体障害者手帳1～3級の方の、自立支援医療の利用者負担額が助成対象となります。

18年産茶の摘み取りは、最盛期に雨天続きでした。そのため晴れた日には摘み取りが集中。機械での摘み取りが、多数見受けられました。



町では、「地球温暖化防止対策」として「夏の省エネ対策」を実施しています。この対策により、期間中、職員がノーケータイ・ノーアンダーヘアで勤務いたしますが、皆様のご理解をお願いいたします。

実施期間

6月1日～9月30日



省エネ対策を実施